

チッソ株主総会は無効

大阪地裁 一株株主が訴え

【大阪】カードマンや社員株主が暴力で一株株主の発言を封じたチッソ株式会社の株主総会は無効と、水俣病の企業責任を追及し

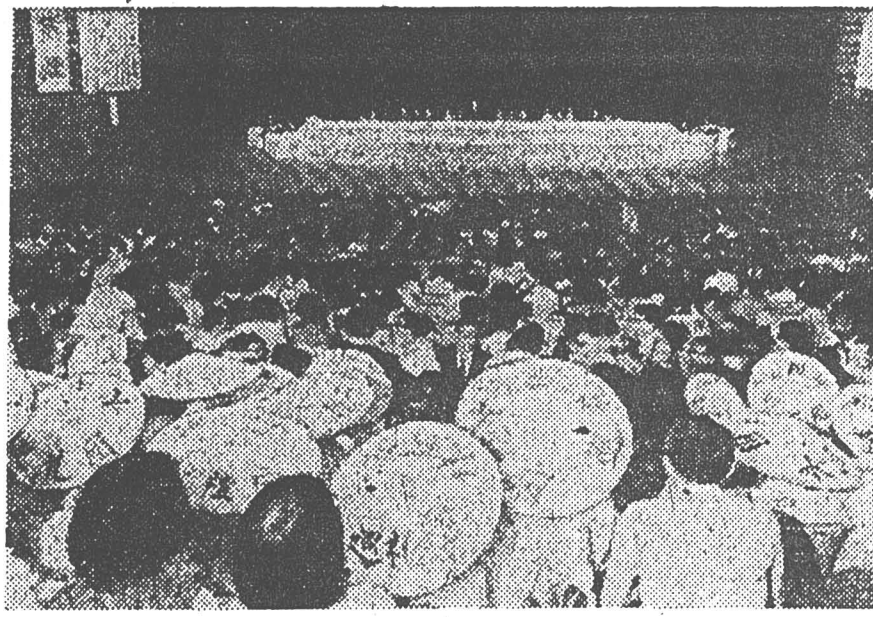
株主総会の決議取り消しを求め、訴えを大阪地裁に起こした。訴えたのは「水俣病を告発する会」の神戸市兵庫区湊町四ノ二、新聞社経営、甲賀喜夫さん(65)。

訴えによると、五月二十六日、大阪市西区の大阪厚生年金会館で開かれたチッソ株式会社の第四十三回株主総会に、水俣病の患者や家族、「告発する会」の会員らが一株株主として出席した。しかし、総会は四十三期の営業報告書、貸借対照表などの承認と取締役、監査役の選任などを賛成多数で原案通り可決して、十二分間で閉会した。

甲賀さんは総会無効の理由として①早朝から整列して入場を待っていた株主全員が会場にはいる前に閉会した②甲賀さんは監査役に立候補すると、事前に会社に通告したが、投票などの選任手続きが行なわれなかった③カードマンや社員株主が演壇前の座席を占拠、暴力で株主の発言を抑圧した④甲

賀さんが、議長不信任などの動議を出したのに無視した一などをあげている。チッソの株主総会は、昨年十一月の第四十二回総会についても、「告発する会」の後藤孝典弁護士ら二十八人が決議取り消しの訴えを起こし、現在、大阪地裁で審理されているが、第四十三回株主総会の決議取り消しの訴えは初めて。

久我正一チッソ株式会社総務部長の話 総会運営に違法な点はなく、決議は有効であると確信している。



無効の訴えが起きている5月26日のチッソ株主総会